

PCT40：世界のイノベーションを支える特許協力条約

特許庁総務部国際政策課
横田 之俊¹ (Kunitoshi Yokota)

〈要約〉本年（2018年）、日本がPCTに加盟して40周年を迎えた。この間、グローバル化が進展し、海外での事業活動の機会が増加する中であって、競争力の源泉たる技術や発明を海外において保護する必要性も増している。こうした必要性を背景に、PCTは技術や発明を特許としてグローバルに保護し、ビジネスの武器とするために欠かせない基盤的ツールに成長した。日本はPCTの利用に積極的ではあるが、さらに活用いただくため、改めてPCTの制度やメリットについて簡単にご紹介したい。

I. Portal ～世界への門戸を開く～

冒険家の植村直己氏が、人類史上初の犬ぞりによる北極点単独行に成功し、日本人として初めて『ナショナル・ジオグラフィック』誌の表紙を飾って世界の注目を浴びた1978年（昭和53年）。新東京国際空港（現成田国際空港）が開港し、日本が世界に向けさらなる門戸を開いたのも1978年。そして、その年、特許においても日本が世界に向けてひとつの大きな門戸を開いた。特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）への加盟である。

PCTは、1970年6月19日に採択され、1978年1月24日に発効した『特許の国際出願制度』を定める条約である。日本は発効間もない同年7月1日に批准書を寄託、10月1日に効力が発生し、PCTに基づく国際出願の受付を開始した世界で19番目の加盟国であり、本年、加盟40周年を迎えた。

この40年で世界のビジネス環境は大きく変貌したが、特に自国以外の国への事業活動の拡大（グローバル化）による国際的な知的財産保護の必要性に符合して、PCTは、世界の発明者の研究開発成果をグローバルに保護し、ビジネスの武器とするた

めに欠かせない基盤的ツールに成長している。

このように世界のイノベーションとビジネスを支え、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されるPCTをさらに活用いただくために、加盟40周年を機に改めて簡単にご紹介したい。

II. Capture ～世界のイノベーターを魅了～

1. 社会情勢の変化 | 海外での特許取得の必要性

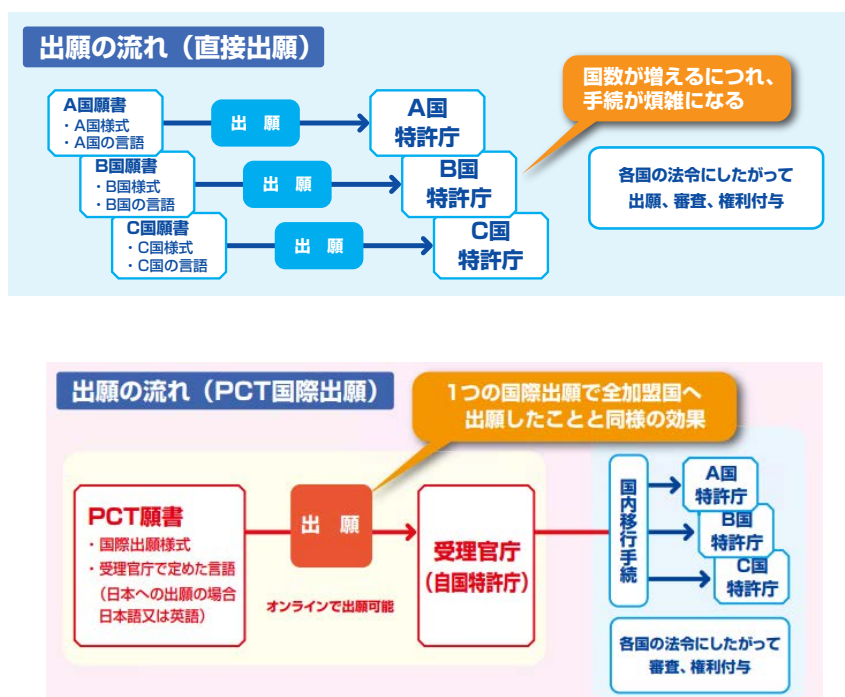
グローバル化やIT化の進展により、日本企業は多くの国に事業活動の幅を広げる一方、技術情報及びそれを有する人や物も容易に国境を越えて移動できるようになり、海外企業による技術の容易なキャッチアップや海外企業への技術流出など、国際的な技術開発競争が厳しさを増している。

そこで、ビジネスの優位性を保つために、日本の強みであり競争力の源泉たる優れた発明・技術の特許等の知的財産としてグローバルに保護する必要性も増している。知的財産は、原則、保護を求める国ごとに出願して権利取得する必要がある（属地主義）。日本で特許を取得しているからといって安心

横田 之俊（Kunitoshi Yokota） 特許庁総務部国際政策課

1998年、特許庁に入庁し、模倣品対策やPCTの方式審査業務等に携わる。その後、経済産業省知的財産政策室、JETROニューヨーク事務所を経験。2013年から地域中小企業への知財活用支援に係る企画を担当し、2015年から九州経済産業局知的財産室において、支援の現場側として3年間従事。2018年4月から現職として、PCT等の国際出願手続に係る国際的な調整等を担当。

1 本稿における意見・見解は個人のものであり、所属する組織を代表するものではない。なお、統計や料金等はすべて執筆時点のもの。



していると、海外進出先で技術を真似されたり、重要技術が意図せず流出するなど思わぬトラブルが生じ、競争力の低下を招いたり、時には取返しのつかない損害を被るおそれもある。

【参考】海外進出時の知財失敗事例²

福岡県の医療機器メーカー（P社）

『韓国企業と合併により韓国に工場を設立し、技術提供してきたが、トラブルによる合併解消後、特許は面倒だからと権利化を怠り、知財に対して無防備であった結果、ノウハウまで全部吸い取られ、手元に何も残らなかった。』

※この経験を経て、同社は特許のハンズオン支援を受け、知財意識が大きく変化し、自社で特許出願できるレベルまで向上する等、知財活用企業に成長

しかし、生産・販売等の事業活動が多くの国に広がれば広がるほど、特許を必要とする国の数も増えるため、1か国や2か国ならまだしも、多くの国に出願するには手間も費用もかかる。何より、出願日が鍵となる特許は、パリ条約に基づく優先権により12か月の猶予はあるとしても、権利取得を目指す国が多い場合、期間内に準備をすることができず、

出願日が遅れてしまう可能性もある。

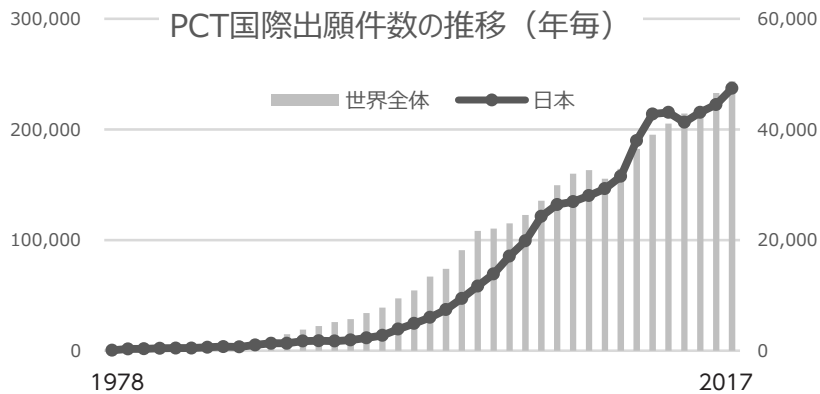
2. PCTの仕組み | 世界に1つだけの出願

PCTは、そうした各国への特許出願の煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた。上の図のように、“ひとつの出願書類を加盟国である自国の特許庁に提出すれば、その時点で有効な全加盟国（指定国）に対して同時に（その日に）出願したものと同一効果が与えられる。”

PCTは、日本をはじめとした加盟国の協力により、より使いやすく便利な制度へと着実に改善されてきた。スペースの関係で詳細は割愛するが、①みなし全指定制度への変更、②国際調査見解書の導入、③手続ミス救済のための規定整備、④電子化など枚挙にいとまがない。こうした努力により、運用開始当初の加盟国は18か国のみであったものが、今では152か国が加盟し³、全世界で年間24万件以上も出願される世界のイノベーションを支える制度になっている。

2 出典：知的財産権活用事例集2014（特許庁）を参考に作成 https://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/kigyuu_jirei2014.htm

3 PCT加盟国一覧表 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/kokusai2.htm



【参考】PCTの数字あれこれ⁴

243,500件：世界全体の出願件数（2017）
 ※2017年2月2日、300万件目の国際公開がされた
 48,208件：日本からの出願件数（2017、居住国別）
 615,400件：世界全体の国内移行件数（2016）
 ※出願後、各国に国内移行手続がされた数
 56.2%：世界各国への出願のうちPCT経由
 （2016）
 49.1%：アジアからの出願割合（2017）
 ※近年アジアからの出願が急増

3. PCTと日本 | 米国に次ぐビッグユーザー

40周年を迎えた日本は、これまで60万件以上の国際出願が行われ、米国に次いで世界で最もPCTが活用されている。ちなみに、世界のPCTユーザーのトップ50（2017）のうち、15者を日本の出願人が占めている。

【参考】日本特許庁（JPO）に出願する場合

出願言語：日本語又は英語⁵
 出願方法：オンライン、郵送、窓口、FAX
 出願に必要な手数料（日本語で出願する場合）：
 ・国際出願手数料（出願書類のページ数による）
 最初の30枚 153,800円
 30枚を超える1枚につき 1,700円
 ・送付手数料 10,000円
 ・調査手数料 70,000円
 ※オンライン出願の場合、34,700円の減額あり

III. Tactics ～海外での特許取得戦術～

PCTの主なメリット・利用価値は以下のとおり⁶。
 PCTにより、各国へ直接出願するしか方法がなかった時代から、各メリットを自社の状況に合わせて使い分け、いかに効率的・効果的に海外で発明を保護するか、いわゆる「戦術」を立てることが可能となった。

1. 主なメリット・利用価値 | ラクリマ(楽利待) “楽” 簡素で効率的な海外出願・中間手続

①母国語で作成した出願書類を、②自国の特許庁に一通提出するだけで、③全加盟国に対して同日に国内出願したと同じ効果が得られる（出願日の確保ができる）。

また、その後の多くの手続も、母国語で自国の特許庁に行くことで、全加盟国に及ぶ効果を得られるとともに、指定国への書類の送付等もWIPOが一括して行う。

これにより出願人は、国別に出願等書類を作成し、提出する負担から解放される。

“利” 特許性判断のための材料が提供される

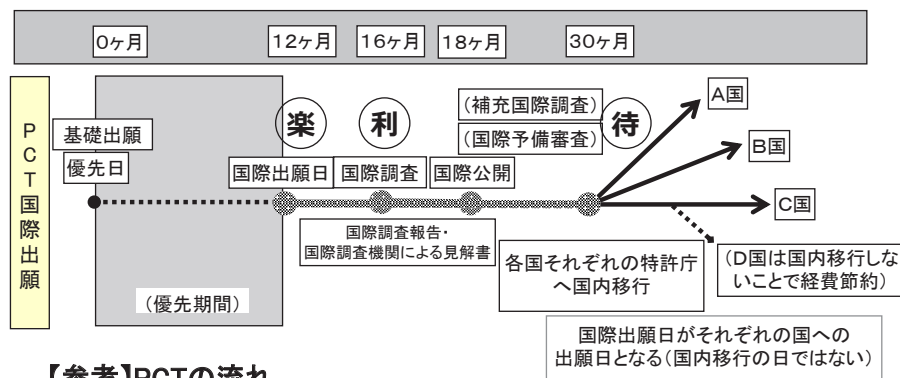
国際出願は、必要な調査能力を備えて任命された国際調査機関（International Searching Authority：ISA）⁷により、発明に関する先行技術の有無の調査結

4 出典：PCT Yearly Review 2018（WIPO）<http://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

5 日本は当初、日本語による出願のみを受理していたが、1985年10月1日からは英語による出願の受理も開始した。英語出願の場合、ISAとしてJPOに加え、欧州特許庁、シンガポール特許庁を選択可能。

6 詳細については、『特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して』（特許庁ウェブサイト）を参照
https://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan1/index.html

7 現在、23の各国特許庁・政府機関がISAとして任命されており、日本も加盟当初からISAとして活動している。



果が提供される（国際調査報告：ISR）とともに、特許性についての見解書（国際調査見解書）も提供される。

これらは、各国へ国内移行するかどうかの判断において、自分の発明の特許性を評価する有効な材料として利用できる。特許の可能性が低いと考えられる場合、国内移行をしないことで、翻訳費等の国内移行にかかる無駄な支出を回避できる。

また、一定の要件の下、国際調査見解書等を活用して海外で早期審査を申請することも可能となっている（PCT-PPH）⁸。

JPOは、加盟当初からISAに任命され、以来40年にわたり国際調査を担ってきた。国際調査を担当する対象国も拡大し、今では11か国を管轄している⁹。2017年には、45,949件のISRを作成し、全てのISAのうち、欧州特許庁に次ぐ世界第2位の件数を誇る。

“待” 優先日から30か月の猶予期間を有効活用

実際に特許が認められるか否かは、国内移行手続（翻訳文提出や手数料支払い等の審査を受けるための手続）を各国に行い、実体審査を経て判断される。

しかし国内移行手続は、優先日から原則30か月以内に行えばよい。

この猶予期間を有効活用し、市場動向の変化や技術の見極めに費やすことで、各国への国内移行の要

否をじっくり検討し、権利化すべき出願や国を明確化することができる。また、猶予期間は、翻訳費や手数料支払いの先送りにつながり、資金を工面する時間を得ることもできる。

2. PCTユーザーの声 | 『WIPO Magazine』から

メリットをより感じていただくため、WIPOが発行する『WIPO Magazine』に掲載されたPCTユーザーの声から、2つほどご紹介したい。

◆米国スタートアップのNokero社¹⁰

『私たちは非常に多くの市場に展開しているため、PCTを利用している。資金が限られるスタートアップ企業にとって、PCTは特許出願費用を先延ばしでき、市場を見極め、予期せぬ技術的な問題を解決するための時間的猶予を与えてくれる優れた制度である。PCTがなければ、国際市場における発明の保護は、多額の初期費用がかかるリスクの高い戦略になるだろう。』

◆ノーベル物理学賞を受賞した中村修二氏¹¹

『大学で生まれる極めて初期段階の技術にとって、PCTは非常に重要である。なぜなら、事業上のパートナーにとってどの国が最も重要かを決定する前に、市場と技術をさらに成熟させる一方で、私たちの特許を世界的に保護する機会を与えてくれるためである。』

8 PCT-PPHの詳細は、特許庁ウェブサイト参照 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pph_pct/pct.htm

9 以下の国に国際出願した出願人は、国際調査機関としてJPOを選択可能となっている（韓国は日本語出願、その他は英語出願のみ）英語出願：フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、インドネシア、マレーシア、米国、ブルネイ、ラオス、カンボジア 日本語出願：韓国

10 出典：WIPO Magazine Issue 1/2016 (February) ※原文は英語 http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2016/01/

11 出典：WIPO Magazine Issue 6/2014 (December) ※原文は英語 http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2014/06/

3. ハードルが高いと思う前に | 海外出願の支援策

海外特許の重要性は、大企業のみならず中小企業やスタートアップ企業にとっても同じであるが、一方で後者にはハードルの高さを感じるかもしれない。そこで、特許庁及び（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、専門家のサポートを受けられる「海外展開知財支援窓口」や、費用補助・手数料減額制度など、様々な中小企業・スタートアップ企業向け支援メニューを用意しているので¹²、上手く活用いただきたい。

IV. 40年のその先をデザイン ～経営に資するPCT～

40年以上も前に画期的な国際出願制度の創設に尽力した先見性ある先人達、さらにその後、制度の

改善に尽くしてきた先人達のおかげで、グローバル化の進む現在にあって、我々はPCTを通じて、簡単・便利に海外に特許出願し、自らの開発成果である発明を多くの国で保護し、事業活動に用いることが可能となっている。

『人生は40歳から始まる（Life Begins at forty）』とは、米国人作家ウォルタ・B・ピットキンの著書から有名になった言葉であるが、現在、さらなるPCTの発展に向けた議論が開始されている。世界のイノベーションやビジネスを支える主要なツールとして機能し続けるために、PCTはさらに発展していくと思われるので、今後にもご期待いただきたい。

グローバル競争時代に勝ち残り、成長し続けようとするならば、海外知財戦略は欠かせない。そこで、PCTを活用して、ぱっと（P）、かしこく（C）、とつきよ（T）を取ろう！

12 支援メニューの詳細は『中小企業向け情報（特許庁ウェブサイト）』を参照。例年、秋頃に開催される知的財産権制度説明会（実務者向け）においても、PCTの実務について説明している。（開催地等は特許庁ウェブサイトを参照）
<http://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/index.html>